第 2833 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 7月29日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 会社法施行前にする組織変更

Q：当社は、有限会社です。来年から会社法が施行されるのでこれを機に、株式会社に変更しようと思いますが、施行前に組織変更した場合と何か違う点がありますか？

A：資産の評価益の計上が可能という点で違います。

【解説】

現行の有限会社法では、有限会社から株式会社へ組織変更する際、また逆に株式会社から有限会社に組織変更する際に発行する株式の発行価額の総額は、会社の純資産の総額を超えてはならないとされています。これは、言い換えると、組織変更時には資産の洗い換えをして、資産を時価相当額まで引き上げることができる(つまり、評価益の計上が認められる)ということになるのですが、法人税では、この評価益について益金の額に算入できるとしていますので、その会社に繰越欠損金があるような場合であれば、これが活用できるとともに、その資産の簿価の引き上げが可能になりますので、将来、資産を売却するという時にも課税負担が軽減されるといったメリットが享受できることになります。

なお、新会社法における有限会社から株式会社への変更は、組織変更ではなく商号の変更とされていますので、たとえ会社組織を変更したとしても、資産の評価益を計上することは認められず、税務上も繰越欠損金を活用するということはできません。

この点が、会社法施行前に組織変更するのと違う点です。